

ストックホルム条約の最新状況と見通し

令和7年12月4日
環境省大臣官房環境保健部
化学物質安全課 化学物質審査室

- 1. ストックホルム条約の概要と経緯**
- 2. 2025年4－5月会議（COP12）における審議**
 - －クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加
- 3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議**
 - －クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加勧告
- 4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議**
 - －条約対象物質、個別の適用除外等の検討
- 5. 今後のスケジュールと見通し**
 - －POPs条約と化審法の関係
 - －クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの第一種特定化学物質への指定見通し
- 6. その他**
 - －PFAS関連の動向

1. ストックホルム条約の概要と経緯

2. 2025年4－5月会議（COP12）における審議

－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附属書Aへの追加

3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議

－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附属書Aへの追加勧告

4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議

－条約対象物質、個別の適用除外等の検討

5. 今後のスケジュールと見通し

－POPs条約と化審法の関係

－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの第一種特定化学物質への指定見通し

6. その他

－PFAS関連の動向

1. ストックホルム条約の概要と経緯

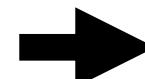
ストックホルム条約とは

- POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）とは、残留性有機汚染物質の、製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約。



POPs (Persistent Organic Pollutants) 残留性有機汚染物質)

- = ①毒性があり、
②分解しにくく、
③生物中に蓄積され、
④長距離を移動する物質。



1力国に止まらない
国際的な汚染防止の
取組が必要。

1. ストックホルム条約の概要と経緯

ストックホルム条約の目的と概要

- ・ ストックホルム条約の目的と概要は以下のとおり。

○ 条約の目的

- 環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に規定する予防的な取組方法に留意しつつ、POPsから人の健康及び環境を保護すること。

○ 条約の概要

- 環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等のPOPsの製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等

The screenshot shows the official website of the Stockholm Convention. The header features the UN Environment Programme logo and the text "STOCKHOLM CONVENTION". Below the header, a subtext reads "Protecting human health and the environment from persistent organic pollutants". The navigation menu at the top includes links for HOME, THE CONVENTION, PROCEDURES, IMPLEMENTATION, COUNTRIES, PARTNERS, and a search bar. A login link is also visible. The main content area displays the title "History of the negotiations of the Stockholm Convention".

1. ストックホルム条約の概要と経緯

ストックホルム条約の歴史

- 1992年地球環境サミットでのアジェンダ21を受けて、1995年に国連環境計画（UNEP）政府間会合で「陸上活動から海洋環境の保護に関する世界行動計画」が採択。
- その中で、**12の残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants : POPs）**について排出の廃絶・低減等を図る国際条約の策定が求められ、1998年にPOPsの廃絶、削減等に関する条約化交渉が開始され、2001年5月にストックホルムで開催された外交会議において条約が採択。
- 2004年2月17日、締約国数が50に達したこと受け、その90日後の2004年5月17日に条約が発効

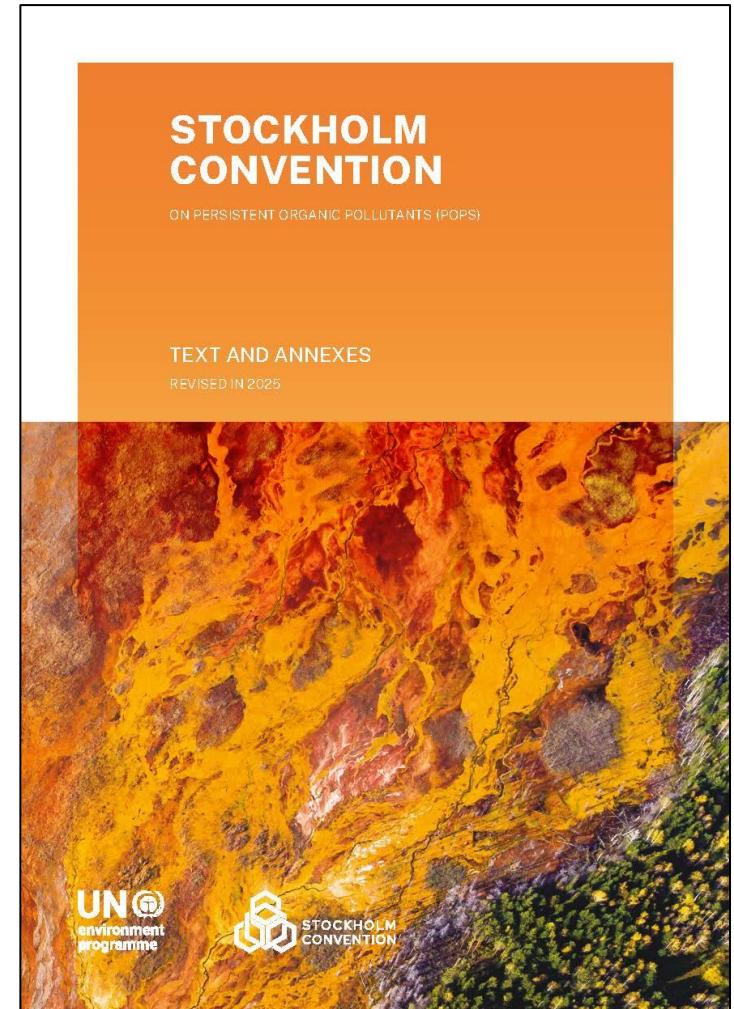
<POPs条約で当初対象とされた12物質>

アルドリン（殺虫剤）、ディルドリン（殺虫剤）、エンドリン（殺虫剤）、
クロルデン（殺虫剤）、ヘプタクロル（殺虫剤）、トキサフェン（殺虫剤）、
マイレックス（防火剤）、ヘキサクロロベンゼン（殺菌剤）、
PCB（絶縁油、熱媒体等）、DDT（殺虫剤）ダイオキシン・ジベンゾフラン

1. ストックホルム条約の概要と経緯

POPs条約に基づき各国が講すべき対策

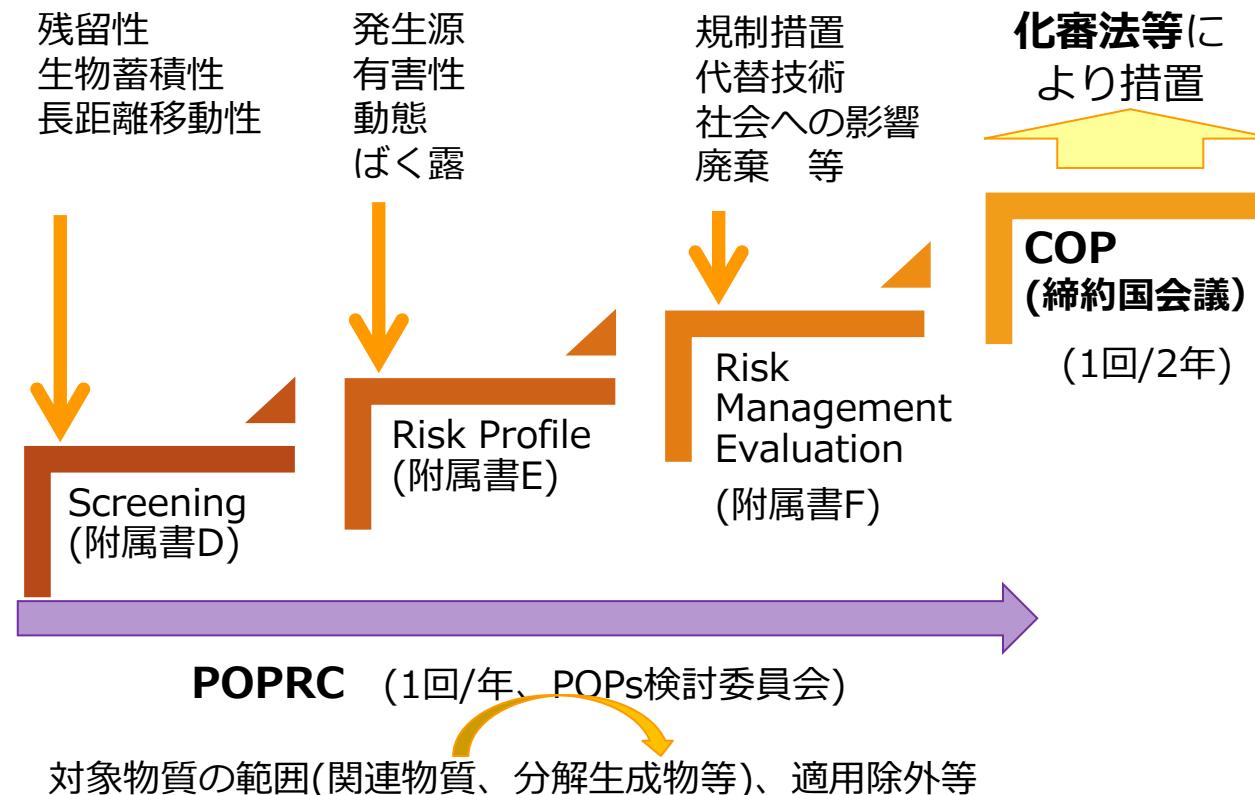
1. 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、廃絶するための措置
2. 意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置（行動計画の策定・実施を含む）
3. POPsを含有する在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置
4. これらの対策に関する国内実施計画の策定と実施
5. その他の措置
 - ・ 新規POPsの製造・使用を防止するための措置
 - ・ POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・ 途上国に対する技術・資金援助の実施



1. ストックホルム条約の概要と経緯

POPRC・COPとは

- 「残留性有機汚染物質検討委員会」（Persistent Organic Pollutants Review Committee、通称POPRC。加盟国の31人の専門家から構成。）では、加盟国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討（リスクプロファイル）、③リスク管理に関する評価の検討の3段階のプロセスを経て、締約国会議（Conference of the Parties、通称COP）に勧告する。



1. ストックホルム条約の概要と経緯

POPs条約の対象となっている物質一覧

附属書A（廃絶） 33物質群

「アルドリン」、「 α -ヘキサクロロシクロヘキサン」、「 β -ヘキサクロロシクロヘキサン」、「クロルデン」、「クロルデコン」、「デカブロモジフェニルエーテル」、「ディルドリン」、「エンドリン」、「ヘプタクロル」、「ヘキサブロモビフェニル」、「ヘキサブロモシクロドデカン」、「ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル」^{※1}、「ヘキサクロロベンゼン」、「ヘキサクロロブタジエン」、「リンデン」、「マイレックス」、「ペントアクロロベンゼン」、「ペントアクロロフェノールとその塩及びエステル類」、「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」、「ポリ塩化ナフタレン（塩素数2～8のものを含む）」、「短鎖塩素化パラフィン（SCCP）」、「エンドスルファン」、「テトラブロモジフェニルエーテル及びペントブロモジフェニルエーテル」^{※1}、「トキサフェン」、「ジコホル」、「ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質」^{※1}、「ペルフルオロヘキスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質」^{※1}、「UV-328」、「デクロランプラス」、「メトキシクロル」、「長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質」^{※1}、「中鎖塩素化パラフィン」、「クロルピリホス」^{※2}

附属書B（制限） 2物質群

「1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（DDT）」、「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフオリド（PFOSF）」^{※1}

附属書C（非意図的生成物） 7物質群（うち5物質群は附属書Aと重複）

「ヘキサクロロベンゼン（HCB）」^{※3}、「ヘキサクロロブタジエン」^{※3}、「ペントアクロロベンゼン（PeCB）」^{※3}、「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」^{※3}、「ポリ塩化ナフタレン（塩素数2～8のものを含む）」^{※3}、「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）」、「ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）」

※1 これらの物質は「物質群」としてカウントすることがPOPs条約事務局から提案されている。

※2 令和7年の締約国会議で追加を決議。今後国連から通報が行われ、その1年後に効力発生される見込み。

※3 HCB、ヘキサクロロブタジエン、PeCB、PCB、ポリ塩化ナフタレンは附属書Aと重複。

1. ストックホルム条約の概要と経緯

POPs条約対象物質（用途別）

2009年COP4：9物質群

2011年COP5：1物質

2013年COP6：1物質

2015年COP：3物質

2017年COP8：2物質

2019年COP9：2物質群

2022年COP10：1物質群

2023年COP11：3物質群

2025年COP12：3物質

非意図的生成

* ヘキサクロロタジエンはCOP8で非意図的生成に追加

農薬・殺虫剤

アルドリン

クロルデン

ディルドリン エンドリン ヘプタクロル

マイレックス トキサフェン DDT

α -HCH β -HCH クロルデコン リンデン

エンドスルファン

ペンタクロロフェノールとその塩・エステル類

ジコホル メトキシクロル

クロルピリホス

ダイオキシン ジベンゾフラン

ヘキサクロロベンゼン

ペンタクロロベンゼン

工業化学品

ヘキサクロロフェニル

テトラ・ヘンタBDE

ヘキサ・ヘptaBDE

PFOSとその塩・PFOF

HBCD（難燃剤）

デカブロモジフェニルエーテル

短鎖塩素化パラフィン

PFOAとその塩・PFOA関連物質

PFHxSとその塩・PFHxS関連物質

UV-328 デクロランプラス

LC-PFCAとその塩・LC-PFCA関連物質

中鎖塩素化パラフィン

1. ストックホルム条約の概要と経緯 POPs条約に基づく国内実施計画

製造等の規制、排出削減、適正処理等の具体的措置

化審法、農薬取締法等に基づく製造等の規制

(厚労省、農水省、経産省、環境省)

ダイオキシン等の非意図的生成物質の排出削減

(経産省、環境省ほか)

過去に製造されたPCB、農薬、廃棄物等の適正管理・処理

(農水省、経産省、環境省)

土壤・底泥の汚染の把握、汚染土壤の浄化等

(国交省、環境省)

各種措置の基盤となる施策

高精度環境監視の実施
(国交省、環境省)

東アジアでの共同監視、技術協力等の国際的取組
(外務省、環境省ほか)

広報活動、情報提供等
(環境省ほか)

対策技術等研究開発
(内閣府ほか)

国内実施計画の実施状況の点検と改定

POPs関係省庁連絡会議(内閣府、外務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、環境省)において、本計画の実施状況を点検し、必要に応じて改定。

1. ストックホルム条約の概要と経緯

2. 2025年4－5月会議（COP12）における審議

－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加

3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議

－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加勧告

4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議

－条約対象物質、個別の適用除外等の検討

5. 今後のスケジュールと見通し

－POPs条約と化審法の関係

－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの第一種特定化学物質への指定見通し

6. その他

－PFAS関連の動向

2. 2025年4—5月会議（COP12）における審議

会合の概要

- ・ ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議が、2025年4—5月に開催された。

開催地：ジュネーブ（スイス連邦）

開催期間：2025年4月28日～5月9日（現地時間）

我が国からの出席者：外務省、経済産業省及び環境省の担当官

各締約国会議の主なスケジュール

ストックホルム条約第12回締約国会議 4月 28日～5月 2日

バーゼル条約第17回締約国会議 4月 28日～5月 7日

ロッテルダム条約第12回締約国会議 5月 4日～5月 9日

条約締約国会議合同セッション 4月 28日～5月 9日



<https://chm.pops.int/TheConvention/ConferenceoftheParties/Meetings/COP12>

2. 2025年4—5月会議（COP12）における審議 条約附属書Aへの新規POPs物質の追加

- ・ ストックホルム条約の第12回締約国会議（COP12）における、ストックホルム条約関係の主な議題は以下の通り。

（1）条約上の規制対象物質の追加

①クロルピリホス

②中鎖塩素化パラフィン（MCCP）

（炭素数14～17までのものであって塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの）

③長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質

（炭素数9～21までのもの）

附属書A（廃絶）への追加を決定

2. 2025年4—5月会議（COP12）における審議

クロルピリホス

クロルピリホス

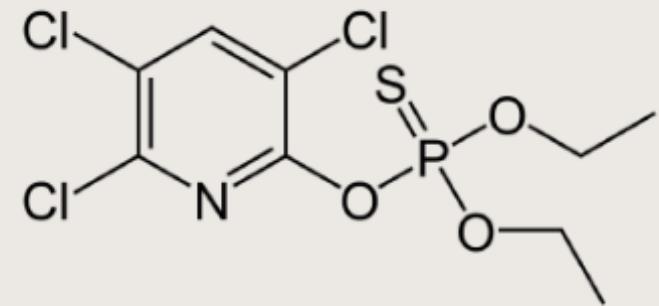
【主な用途】殺虫剤

【適用除外】農業用途での一部の農作物における特定の害虫の防除、農業用途でのハキリアリ及びイナゴの防除、牛のダニ駆除、建築物の基礎に用いる木材の害虫からの保護



Candidate POPs

Chlorpyrifos



CAS No. 2921-88-2

Full Name: *O,O-diethyl O-(3,5,6-trichloro-2-pyridyl) phosphorothioate*

2. 2025年4—5月会議（COP12）における審議

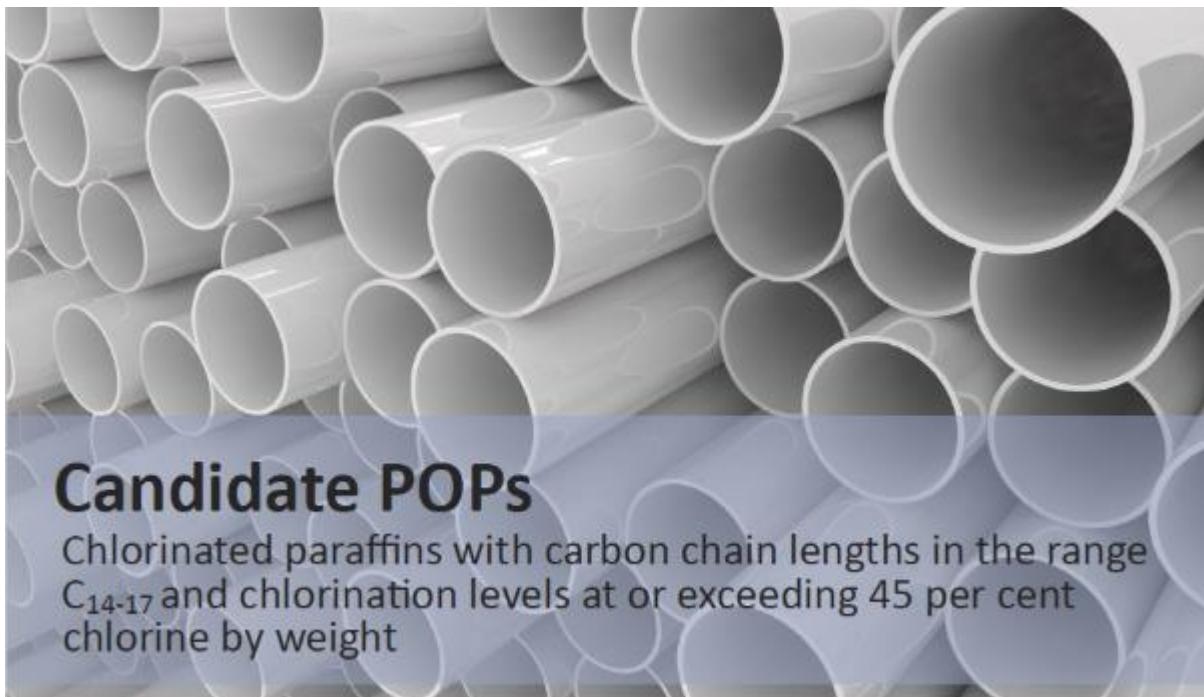
中鎖塩素化パラフィン（MCCP）とは

中鎖塩素化パラフィン（MCCP）

（炭素数 14～17までのものであって塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの）

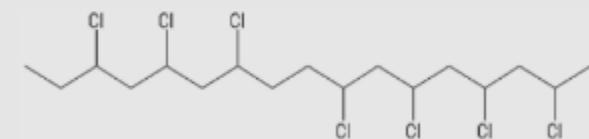
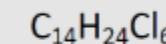
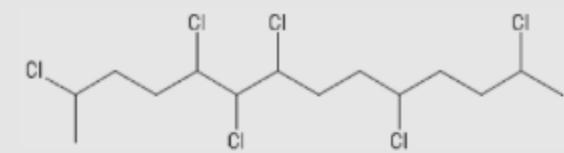
【主な用途】金属加工油剤・難燃性樹脂原料等

【適用除外】多数あり



Candidate POPs

Chlorinated paraffins with carbon chain lengths in the range C₁₄₋₁₇ and chlorination levels at or exceeding 45 per cent chlorine by weight



CAS No. 85535-85-9

2. 2025年4—5月会議（COP12）における審議

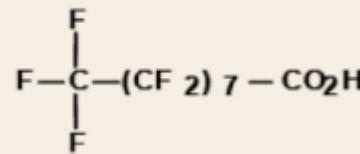
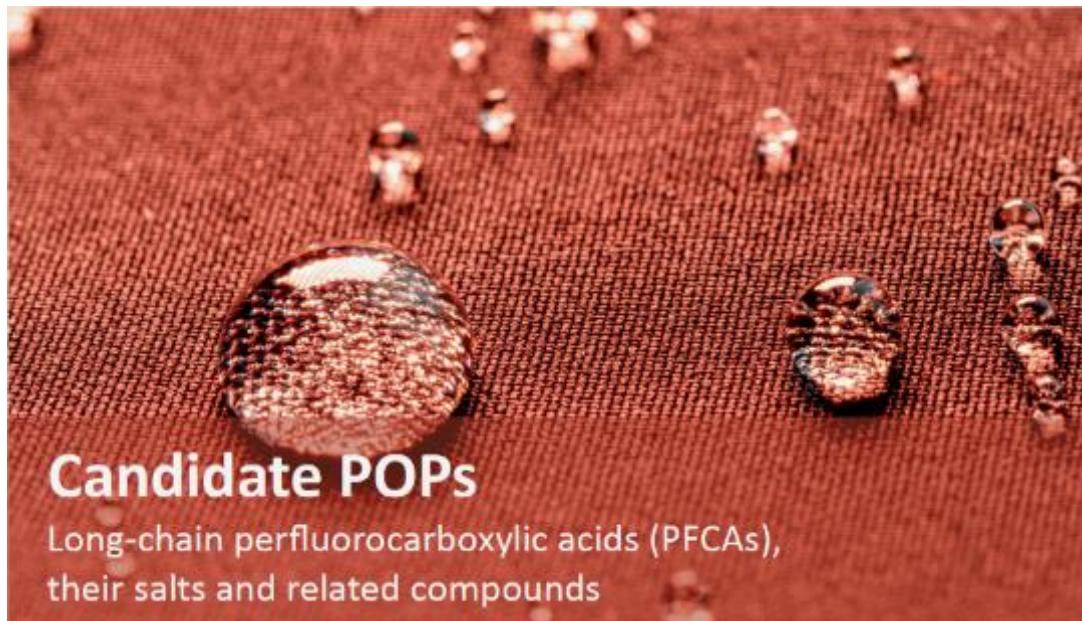
LC-PFCAとは

長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）※とその塩及びLC-PFCA関連物質

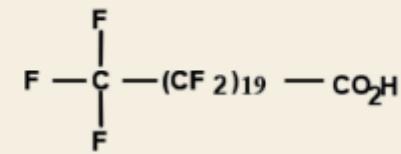
（炭素数9～21までのもの）

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

【適用除外】交換部品として設計された半導体、大量生産を中止した自動車の交換部品



$\text{C}_9\text{HF}_{17}\text{O}_2$



$\text{C}_{21}\text{HF}_{41}\text{O}_2$

CAS No. 375-95-1; 335-76-2; 2058-94-8; 307-55-1; 376-06-7;
72629-94-8; 141074-63-7; 67905-19-5; 57475-95-3;
16517-11-6; 133921-38-7; 68310-12-3

2. 2025年4—5月会議（COP12）における審議 条約附属書Aへの新規POPs物質の追加

（2）過去に附属書に追加された物質の認められる目的及び個別の適用除外の見直し

- ・ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質
- ・ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド（PFOSF）

の消火薬剤用途に関する適用除外延長。

UV-328の適用除外項目の追加。

（3）条約の有効性の評価

第3回有効性評価に向けたプロセスの開始が決定され、2027年開催予定のCOP13に向けた同条約の有効性に関する第3回評価プロセスを円滑に進めるための予備報告書の提出及び第4回地域モニタリング報告書の提出が要請

- 1. ストックホルム条約の概要と経緯**
- 2. 2025年4－5月会議（COP12）における審議**
－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加
- 3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議**
－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加勧告
- 4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議**
－条約対象物質、個別の適用除外等の検討
- 5. 今後のスケジュールと見通し**
－POPs条約と化審法の関係
－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの第一種特定化学物質への指定見通し
- 6. その他**
－PFAS関連の動向

3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議

会合の概要

- ・ 残留性有機汚染物質検討委員会POPRC20が、2024年9月に開催された。

開催地：ローマ（イタリア共和国）

開催期間：2024年9月23日～27日（現地時間）

我が国からの出席者：メンバーとして金原先生（静岡大学）

オブザーバーとして経済産業省及び環境省の担当ほか

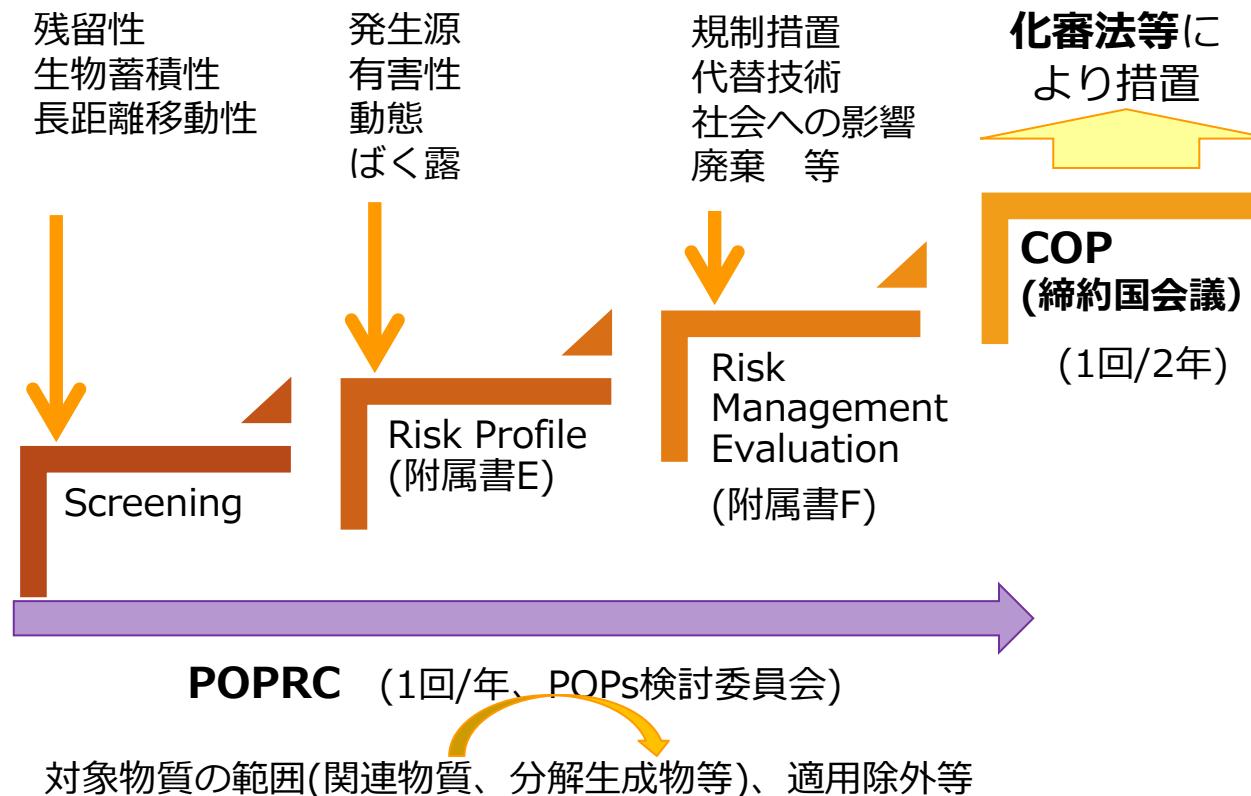


<https://chm.pops.int/TheConvention/POPsReviewCommittee/Meetings/POPRC20/Overview/tabid/9850/Default.aspx>

3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議

POPRC・COPとは（再掲）

- 「残留性有機汚染物質検討委員会」（Persistent Organic Pollutants Review Committee、通称POPRC。加盟国の31人の専門家から構成。）では、加盟国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討（リスクプロファイル）、③リスク管理に関する評価の検討の3段階のプロセスを経て、締約国会議（Conference of the Parties、通称COP）に勧告する。



3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議 条約対象物質への追加等の議題

- ・ 残留性有機汚染物質検討委員会POPRC20の主な議題は以下の通り。

(1) 条約対象物質への追加

- ①クロルピリホス (提案国：欧州連合)
- ②中鎖塩素化パラフィン (提案国：英国)
- ③長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) 、その塩及び関連物質
(提案国：カナダ)

(2) 条約対象物質としての検討

ポリ臭素化ジベンゾ-*p*-ジオキシン及びジベンゾフラン
(提案国：スイス)

[主な用途] 非意図的生成物

⇒次回会合（POPRC21）に向けてリスクプロファイル案を作成。

3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議

条約対象物質への追加等の議題

（3）その他の検討

在庫、使用中の製品及び成形品並びに廃棄物に含まれる残留性有機汚染物質の特定に関する文書や臭素化ジフェニルエーテルの評価及び検討に関する文書を検討。

- 1. ストックホルム条約の概要と経緯**
- 2. 2025年4－5月会議（COP12）における審議**
 - クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附属書Aへの追加
- 3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議**
 - クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附属書Aへの追加勧告
- 4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議**
 - 条約対象物質、個別の適用除外等の検討
- 5. 今後のスケジュールと見通し**
 - POPs条約と化審法の関係
 - クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの第一種特定化学物質への指定見通し
- 6. その他**
 - PFAS関連の動向

4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議

会合の概要

- ・ 残留性有機汚染物質検討委員会POPRC21が、2025年9－10月に開催された。

開催地：ローマ（イタリア共和国）

開催期間：2025年9月29日～10月3日（現地時間）

我が国からの出席者：メンバーとして金原先生（静岡大学）

オブザーバーとして経済産業省及び環境省の担当ほか



<https://chm.pops.int/TheConvention/POPsReviewCommittee/Meetings/POPRC21/Overview/tabid/10273/Default.aspx>

4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議

条約対象物質、個別の適用除外等の検討

- ・ 残留性有機汚染物質検討委員会POPRC21の主な議題は以下の通り。

(1) 条約対象物質としての検討

①ポリ臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフラン

(提案国：スイス連邦)

(2) その他の検討

①ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩及びペルフルオロオクタ
ンスルホニルフルオリド（PFOSF）の認めることのできる目的及び個別の適
用除外の継続的な必要性に関する検討

②医薬品製造を目的としたペルフルオロオクチル=ブロミド（PFOB）の製造の
ためのペルフルオロオクチル=ヨージド（PFOI）の使用の適用除外の継続的
な必要性に関する検討

4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議

条約対象物質、個別の適用除外等の検討

③中鎖塩素化パラフィン（MCCP）の適用除外となる含有割合及び個別の適用除外の継続的な必要性に関する検討

④長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質並びにペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質に該当する物質の例示リスト

⑤その他の事項

4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議

ポリ臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフランに係る議論

POPRC21での議論の結果、以下の内容が決定された。

【主な用途】非意図的生成物

- リスクプロファイル案を審議し、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を検討した結果、ポリ臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフランについて、現状の情報では重大な悪影響をもたらす恐れがあると結論づけることに合意が得られなかつたため、今後更なる情報を収集し、次回会合（POPRC22、2026年10月5日～9日開催予定）において議論を継続することとなつた。

POPRC21の様子



10分間 休憩

- 1. ストックホルム条約の概要と経緯**
- 2. 2025年4－5月会議（COP12）における審議**
－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加
- 3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議**
－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加勧告
- 4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議**
－条約対象物質、個別の適用除外等の検討
- 5. 今後のスケジュールと見通し**
－POPs条約と化審法の関係
－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの第一種特定化学物質への指定見通し
- 6. その他**
－PFAS関連の動向

5. 今後のスケジュールと見通し

我が国のPOPs条約の締結と、条約の発効

- 我が国はPOPs条約の条約化作業に積極的に2002年にPOPs条約を締結した

1998年にPOPsの廃絶、削減等に関する条約化交渉が開始

2001年5月POPs条約が採択

日本は条約化作業に積極的に参画、

2002年8月30日に日本がPOPs条約を締結

POPs条約は、2004年2月17日、発効に必要な50か国目が締結したことを受け、**2004年5月17日に発効**

2025年11月現在で日本を含む186の国と地域が参加

5. 今後のスケジュールと見通し

我が国におけるPOPs問題の経緯

- 我が国はPOPs条約の締結前からPOPs問題に取り組んできた

我が国で農薬として使用されていたDDT、アルドリン、ディルドリン等残留性が高い農薬による農作物、水、土壤の汚染等の社会問題が生じた

→1971年に「農薬取締法」改正

〔ディルドリンやクロルデンは、農薬以外にシロアリ駆除剤として使用され、これによる汚染が懸念
→1980年代に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」によって、これらの物質の農薬以外の用途についても、製造、輸入の許可制（事実上禁止）、使用の制限及び届出制（事実上禁止）等の規制〕

1966年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる環境の汚染が明らかに。さらに、1968年に、力ネミ油症事件発生

→1973年に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」が制定

PCBのように環境中で分解しにくく（難分解性）、かつ生物の体内に蓄積しやすいもの（高蓄積性）であり、継続して摂取した場合に人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境汚染を防止するための事前審査制度並びに製造、輸入、使用等の規制

→2003年の化審法改正

高次捕食動物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質についても、規制の対象に

5. 今後のスケジュールと見通し 化審法によるPOPs条約の担保

- 我が国においてPOPsの製造・使用及び輸出入を規制する法律として、化審法、農薬取締法、医薬品医療機器法及び外国為替及び外国貿易法がある
- これらの法律により、すべての分野・用途においてPOPsに該当する化学物質の製造・使用及び輸出入に対する規制措置が講じられている

<化審法>

- 難分解性、高蓄積性であって、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性を有することが判明した化学物質は第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入の許可制（原則禁止）、使用の制限及び届出制等の規制措置
- 現在、39物質が第一種特定化学物質に指定

5. 今後のスケジュールと見通し

化審法における第一種特定化学物質の指定時の手続き

- 化審法第56条に基づき、第一種特定化学物質への指定等について、審議会（環境省においては中央環境審議会）に意見を聴取した上で、指定を行う。

参考：化審法における根拠条文

（審議会の意見の聴取）

第五十六条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聞くものとする。

- 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき（第四条第一項若しくは第二項、第五条第八項又は第十四条第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第二条第三項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項、第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。

第二条第二項

：第一種特定化学物質の指定

第二十四条第一項

：第一種特定化学物質使用製品の輸入の規制

第二十五条

：第一種特定化学物質の使用の規制

第二十八条第二項

：第一種特定化学物質等の取扱にかかる基準適合義務

- 1. ストックホルム条約の概要と経緯**
- 2. 2025年4－5月会議（COP12）における審議**
 - －クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加
- 3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議**
 - －クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加勧告
- 4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議**
 - －条約対象物質、個別の適用除外等の検討
- 5. 今後のスケジュールと見通し**
 - －POPs条約と化審法の関係
 - －クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの第一種特定化学物質への指定見通し
- 6. その他**
 - －PFAS関連の動向

5. 今後のスケジュールと見通し

昨今のCOPで条約対象となったもの

- 昨今のCOPにて条約の対象となった物質は以下の通り。

●COP12の概要（2025年4－5月：ジュネーブ（スイス））

→①クロルピリホス

②中鎖塩素化パラフィン（MCCP）

③長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及び LC-PFCA 関連物質

附属書A（廃絶）に追加 等

5. 今後のスケジュールと見通し 審議状況

- クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質について、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において令和7年6月及び9月に審議を行った。（厚生労働省、経済産業省との合同審議）

令和7年6月

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）

第255回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- 化審法第一種特定化学物質への指定について審議

令和7年9月

第257回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

- 輸入禁止製品の指定等について審議

5. 今後のスケジュールと見通し 指定することとなった物質

表1. 第一種特定化学物質に指定することとなった物質

	物質名称	主な用途	現在の化審法上の扱い
1	チオりん酸O・O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)	殺虫剤	一般化学物質
2	中鎖塩素化パラフィン(以下の(1)、(2)又は(1)かつ(2)を満たす物質)		優先評価化学物質
(1)	炭素数が 14 から 17 までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で 45%以上である直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物	金属加工油 剤・難燃性樹脂原料等	
(2)	以下の分子式を有する炭素数が 14 から 17 までの直鎖クロロアルカンを含有する物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y \quad (y \geq 5)$ $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y \quad (y \geq 5)$ $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y \quad (y \geq 6)$ $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y \quad (y \geq 6)$		

5. 今後のスケジュールと見通し 指定することとなった物質

3	(1)	ペルフルオロアルカン酸(炭素数が9以上21以下のものに限る。)(別名長鎖PFCA) 又はこれらの塩	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等	監视化学物質、一般化学物質又は新規化学物質
	(2)	ペルフルオロアルカン酸関連物質(フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基(炭素数が8以上20以下のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロアルカン酸(炭素数が9以上21以下のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの)		

※物質の性状等の詳細については、別添を参照。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

(2) 化審法に基づく第一種特定化学物質に係る主な規制及び措置

- ① 製造・輸入の許可制(化審法第17条、第22条)
- ② 政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものの輸入の禁止(化審法第24条)
- ③ 政令で指定する用途(エッセンシャルユース)以外の使用の禁止(化審法第25条)
- ④ 取扱い等に係る技術上の基準(化審法第28条)
- ⑤ 環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認められる場合、第一種特定化学物質の製造・輸入業者等に対し、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の回収等の措置命令(化審法第34条)

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

2. クロルピリホス

2-1. クロルピリホスの製造・輸入の規制のあり方等について

(1) クロルピリホスの使用の現状及び今後の見込み

クロルピリホスの主な用途は殺虫剤であり、農薬取締法においては、令和7年に登録が失効している。化審法においては化審法第2条第7項に規定する一般化学物質に該当する。

一般化学物質であるクロルピリホスについては化審法第8条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられているが、過去10年間の製造・輸入数量等の届出実績はなく、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいない。

(2) クロルピリホスの製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人へのばく露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適当な措置がとられていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。今般、ストックホルム条約の廃絶対象物質に追加されることが決定されたクロルピリホスについては、農業用途での一部の農作物における特定の害虫の防除、農業用途でのハキリアリ及びイナゴの防除などの用途を適用除外することが認められているところである。

しかしながら、上述のとおり、我が国においては製造・輸入等の実績が認められないこと、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいないことから、クロルピリホスについては、適用除外とする用途を設ける必要はなく、製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である(化審法第18条、22条、25条により試験研究用途は除く。)。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

以上をまとめると、クロルピリホスが使用されている製品のうち、木材用の防虫剤については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には、使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあるため、輸入禁止製品とすべきと考えられる。

これらを踏まえ、木材用の防虫剤を化審法第24条第1項の政令で定める製品に指定し、当該製品にクロルピリホスが使用されている場合は輸入を禁止する措置を講ずることが適当である。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

2-3. その他の必要な措置について

化審法第34条では、第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入事業者に対し、当該物質及びそれが使用されている製品の回収等の措置を命ずることができるとされている。

平成28年度から現在までに環境省において実施・公表された環境モニタリングデータに基づいてクロルピリホスの環境リスク評価を実施した。環境濃度を基にしたばく露量と、クロルピリホスの毒性に関する情報を基にした人及び高次捕食動物の有害性評価値・予測無影響濃度を比較した結果、現時点では、リスクを懸念するレベルにはないことが確認された(参考資料1-3参照)。さらに、今後、クロルピリホスが第一種特定化学物質に指定されて製造・輸入等が規制されることになれば環境リスクも減少していくものと予想されるため、現時点において、製品の回収等の措置を命じる必要はないと考えられる。

また、ストックホルム条約において、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、環境上、適正な方法で処分することとされていることを踏まえ、在庫のクロルピリホスやそれらが使用されている製品が廃棄物になったものについては、廃棄物処理法等の関係法令等に従って、適切に措置する必要がある。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

3. 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)

3-1. MCCP の製造・輸入の規制のあり方等について

(1) MCCP の使用の現状及び今後の見込み

MCCP は、化審法第2条第5項に規定する優先評価化学物質に該当する。

優先評価化学物質である MCCP については、化審法第9条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられている。表3のとおり、過去 10 年間製造・輸入が行われており、その数量としては平成 26 年度以降、減少傾向にある。

MCCP は、金属加工油剤・難燃性樹脂原料等として主に用いられてきたところ、ストックホルム条約における議論の動向を踏まえ、関連業界では、代替物質への転換の検討が進められてきており、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいない。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

(2) MCCP の製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人へのばく露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適当な措置がとられていることを条件に、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。今般、ストックホルム条約の廃絶対象物質に追加されることが決定された MCCP については、特定用途等に使用される金属加工油、特定用途の修理及び交換部品に使用されるポリマー及びゴムなどを適用除外とすることが認められているところである。

しかしながら、上述のとおり、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいないことから、MCCP については、適用除外とする用途を設ける必要はなく、製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である(化審法第 18 条、22 条、25 条により試験研究用途は除く。)。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

以上をまとめると、MCCPが使用されている製品のうち、(1)～(6)については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には、使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあるため、輸入禁止製品とすべきと考えられる。

これらを踏まえ、表5に掲げる製品を化審法第24条第1項の政令で定める製品に指定し、当該製品にMCCPが使用されている場合は輸入を禁止する措置を講ずることが適当である。

表5. MCCPが使用されている場合は輸入を禁止すべき製品

製品※
樹脂用の可塑剤
生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤
潤滑油、切削油及び作動油
塗料
接着剤及びシーリング用の充填料
はつ水剤及び纖維保護剤

※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

3-3. その他の必要な措置について

化審法第34条では、第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入事業者に対し、当該物質及びそれが使用されている製品の回収等の措置を命ずることができるとされている。

平成30年度から現在までに環境省及び国の研究費によって実施・公表された環境モニタリングデータに基づいてMCCPの環境リスク評価を実施した。環境濃度を基にしたばく露量と、MCCPの毒性に関連する情報を基にした人及び高次捕食動物の有害性評価値・予測無影響濃度を比較した結果、現時点では、リスクを懸念するレベルにはないことが確認された(参考資料1-3参照)。さらに、今後、MCCPが第一種特定化学物質に指定されて製造・輸入等が規制されることになれば環境リスクも減少していくものと予想されるため、現時点において、製品の回収等の措置を命じる必要はないと考えられる。

また、ストックホルム条約において、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、環境上、適正な方法で処分することとされていることを踏まえ、在庫のMCCPやそれらが使用されている製品が廃棄物になったものについては、廃棄物処理法等の関係法令等に従って、適切に措置する必要がある。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

4. 長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び LC-PFCA 関連物質

4-1. LC-PFCA とその塩及び LC-PFCA 関連物質の製造・輸入の規制のあり方等について

(1) LC-PFCA とその塩及び LC-PFCA 関連物質の使用の現状及び今後の見込み

LC-PFCA とその塩及び LC-PFCA 関連物質(以下「LC-PFCA 等」という。)は、化審法第2条第4項に規定する監視化学物質、化審法第2条第6項に規定する新規化学物質又は化審法第2条第7項に規定する一般化学物質に該当する。

一般化学物質及び監視化学物質である LC-PFCA 等については、化審法第8条及び第 13 条の規定に基づき、毎年度、前年度の製造・輸入数量等の届出が義務付けられている。表6のとおり、平成 29 年度以降は製造、輸入、出荷はほとんどない。

LC-PFCA 等は、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等として主に用いられてきたところ、ストックホルム条約における議論の動向を踏まえ、関連業界では、代替物質への転換の検討が進められてきており、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいない。

また、新規化学物質である LC-PFCA 等については、新規化学物質としての届出、申出の実績はない。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

(2) LC-PFCA 等の製造・輸入規制等のあり方

ストックホルム条約では、廃絶・制限の対象となった物質について、他の物質への代替が困難である場合、人へのばく露及び環境への放出を防止し又は最小限にするような方法で行われていることを確保するための適当な措置がとられていることに、締約国会議で合意された用途については、製造、使用等の禁止の適用を除外する仕組みがある。今般、ストックホルム条約の廃絶対象物質に追加されることが決定された LC-PFCA 等については、交換部品として設計された半導体、大量生産を中止した自動車の交換部品などの用途を適用除外とすることが認められているところである。

しかしながら、上述のとおり、今後の製造・輸入・使用を予定している事業者はいないことから、LC-PFCA 等については、適用除外とする用途を設ける必要はなく、 製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当である(化審法第 18 条、22 条、25 条により試験研究用途は除く。)。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

4-2. LC-PFCA 等が使用されている製品等の取扱いについて

LC-PFCA 等が第一種特定化学物質に指定された後は、その使用は試験研究用途に限られる。

ただし、既に在庫等の形態で存在している LC-PFCA 等が使用されている製品として、今後もその使用が継続される可能性があり、かつ、環境汚染の可能性がある製品として泡消火薬剤が挙げられる。

現時点で LC-PFCA 等が使用された泡消火薬剤の存在や、国内への輸入状況は確認されていないものの、海外で LC-PFCA を使用した泡消火薬剤の製造実績があることから、その取扱い等において環境汚染を未然に防止するための措置を講じることが望ましい。

具体的には、泡消火薬剤、消火器用消火薬剤（業務用のものに限る）及び業務用消火器については、その形態から環境を汚染する可能性があるので、取扱事業者は、別途定める取扱上の技術基準を遵守する（化審法第 28 条第2項）とともに、別途定められた環境汚染を防止するための措置等に関する表示を行わなければならない（化審法第 29 条第2項）。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

また、国は、取扱い上の技術基準が遵守され、表示が徹底されるように、各製品に關係する事業者と協力し、取扱事業者への周知に努めるべきである。加えて、第一種特定化学物質が使用されている疑いのある製品についても、必要に応じて、環境汚染の可能性も含めて情報収集・調査を実施する必要がある。事業者は、製品中の第一種特定化学物質の含有状況について、新たな事実等が判明すれば、迅速に国へ情報を提供することが望まれる。

以上を踏まえ、表7に掲げる製品を化審法第 28 条第2項に基づき、当該製品が LC-PFCA 等を使用している場合は取扱上の技術基準に適合し、環境汚染防止のための表示義務がかかる製品として政令で指定することが適当である。

表7. LC-PFCA等を使用している場合は

取扱い上の技術基準に適合し、環境汚染防止のための表示義務がかかる製品

製品 ^{※1}		HSコード ^{※2}
消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	消火器	8424
	消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	3813

※1:製品についての表現の仕方については今後、変更があり得る。

※2:Harmonized Commodity Description and Coding System。「商品の名称及び分類についての統一システム」の略称。国際貿易商品の名称及び分類を世界的に統一したシステムを指す。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

【取扱い上の技術基準の策定にあたって考慮すべきと考えられる主な要素】

- ・厳重に保管し、保管時の漏洩等のおそれがないよう必要な措置を講じること。
- ・取扱現場や保管庫には、LC-PFCA 等を取り扱っていることを表示すること。
- ・外部に流出しないように必要な措置を講じること。こぼれた場合は、速やかに拭き取る等の措置を講じること。そのために必要な器具については、一定の場所に保管していること。
- ・取扱いに係る作業要領を策定し、管理責任者を選出すること。
- ・排ガス、廃液等については、関係法令に従って、適切に廃棄すること。

【環境汚染を防止するための措置等に関する表示について考慮すべきと考えられる主な要素】

- ・第一種特定化学物質が使用されていること及び当該物質の名称
 - ・製品中の成分及び第一種特定化学物質の含有量
 - ・使用上の注意
 - ・不慮の事故等により、第一種特定化学物質が漏出した場合等の措置
- ※ なお、製造事業者等により、既に表示がなされている場合は、特に必要と認められない限りにおいて、販売業者等が表示を行う必要はないと考えられる。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

以上をまとめると、LC-PFCA等が使用されている製品のうち、(1)～(10)については、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しない場合には、使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがあるため、輸入禁止製品すべきと考えられる。

これらを踏まえ、表9に掲げる製品を化審法第24条第1項の政令で定める製品に指定し、当該製品にLC-PFCA等が使用されている場合は輸入を禁止する措置を講ずることが適当である。

表9. LC-PFCA等が使用されている場合は輸入を禁止すべき製品

製品*
業務用写真フィルム
潤滑油
塗料
はつ水剤及びはつ油剤
接着剤及びシーリング用の充填料
消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ワックス
はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

*製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

5. 今後のスケジュールと見通し 措置内容について

4-4. その他の必要な措置について

化審法第34条では、第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認めるとときは、必要な限度において、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入事業者に対し、当該物質及びそれが使用されている製品の回収等の措置を命ずることができるとされている。

平成26年度から現在までに自治体において実施・公表された環境モニタリングデータに基づいてLC-PFCAの環境リスク評価を実施した。環境濃度を基にしたばく露量と、LC-PFCAの毒性に関する情報を基にした高次捕食動物の有害性評価値・予測無影響濃度を比較した結果、現時点では、リスクを懸念するレベルにはないことが確認された(参考資料1-3参照)。さらに、今後、LC-PFCA等が第一種特定化学物質に指定されて製造・輸入等が規制されることになれば環境リスクも減少していくものと予想されるため、現時点において、製品の回収等の措置を命じる必要はないと考えられる。

また、ストックホルム条約において、残留性有機汚染物質を含む廃棄物は、環境上、適正な方法で処分することとされていることを踏まえ、在庫のLC-PFCA等やそれらが使用されている製品が廃棄物になったものについては、廃棄物処理法等の関係法令等に従って、適切に措置する必要がある。

5. 今後のスケジュールと見通し 今後の予定

今後の予定（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

令和7年 10月：措置内容に関するパブリックコメント

令和7年 12月以降：TBT 通報、化審法施行令の一部を改正する政令案
に関するパブリックコメント

令和8年以降：改正政令公布

3省合同会合におけるLC-PFCA関連物質の指定に係る
審議、LC-PFCA 関連物質の指定に係る省令の公布
改正政令、LC-PFCA 関連物質の指定に係る省令の施行

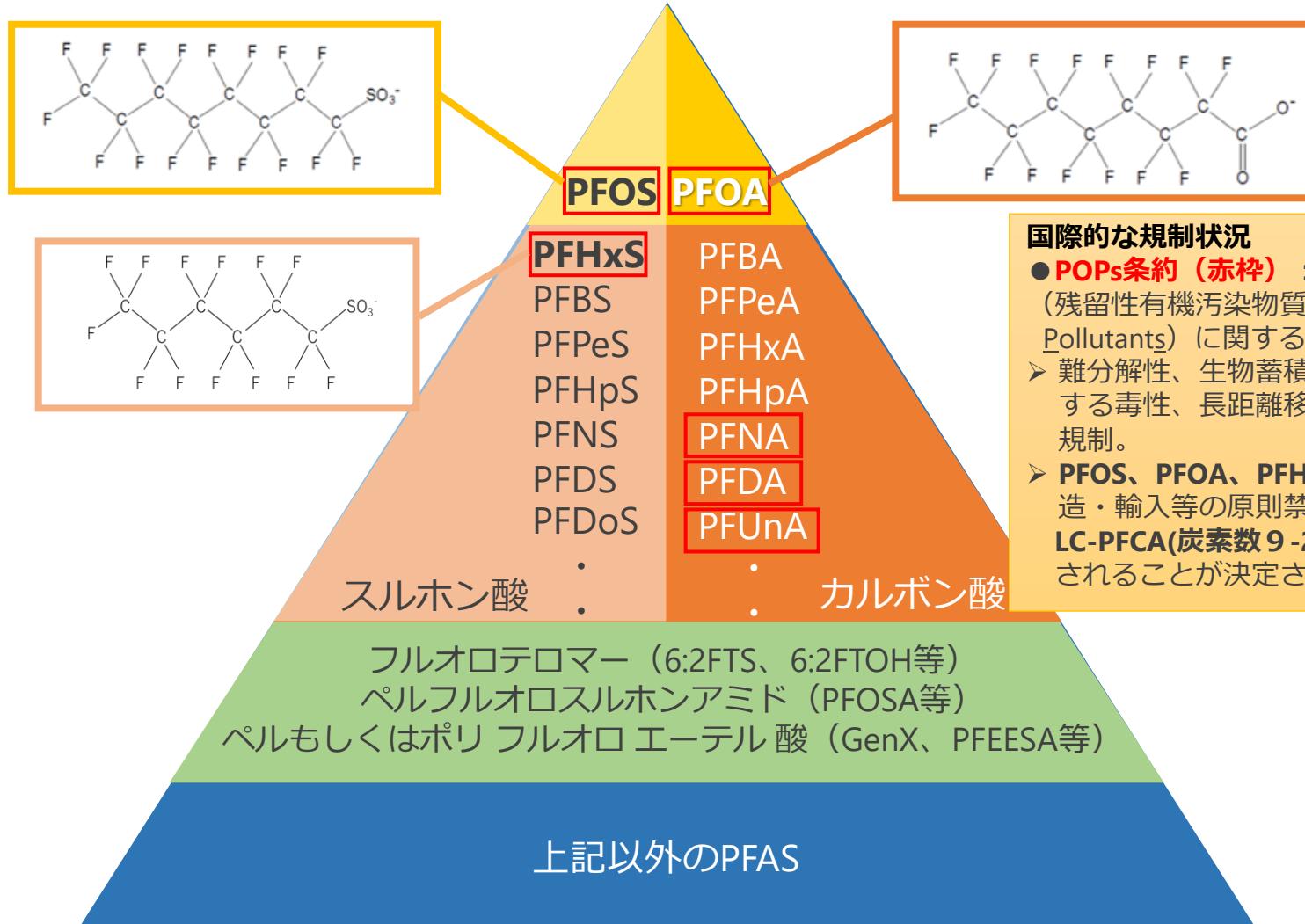
- ストックホルム条約（POPs条約）では、
POPRCで、提案された物質について有害性等が審議され、
その勧告を踏まえ、COPにおいて措置が決定される
- それを受け我が国では、審議会の審議を経て、
化審法における第一種特定化学物質に指定されること等によって
必要な規制が行われる
- 今後直近で施行が予定されているのは以下の化学物質
COP12：クロルピリホス、MCCP、LC-PFCA

- 1. ストックホルム条約の概要と経緯**
- 2. 2025年4－5月会議（COP12）における審議**
－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加
- 3. 2024年9月会議（POPRC20）における審議**
－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの附屬書Aへの追加勧告
- 4. 2025年9－10月会議（POPRC21）における審議**
－条約対象物質、個別の適用除外等の検討
- 5. 今後のスケジュールと見通し**
－POPs条約と化審法の関係
－クロルピリホス、MCCP及びLC-PFCAの第一種特定化学物質への指定見通し
- 6. その他**
－PFAS関連の動向

6. その他

PFAS (ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称)

全PFAS 10,000物質以上



出典：ITRCのPFASホームページ図2-18 (<https://pfas-1.itrcweb.org/2-3-emerging-health-and-environmental-concerns/>, 2025年5月15日時点) を改変

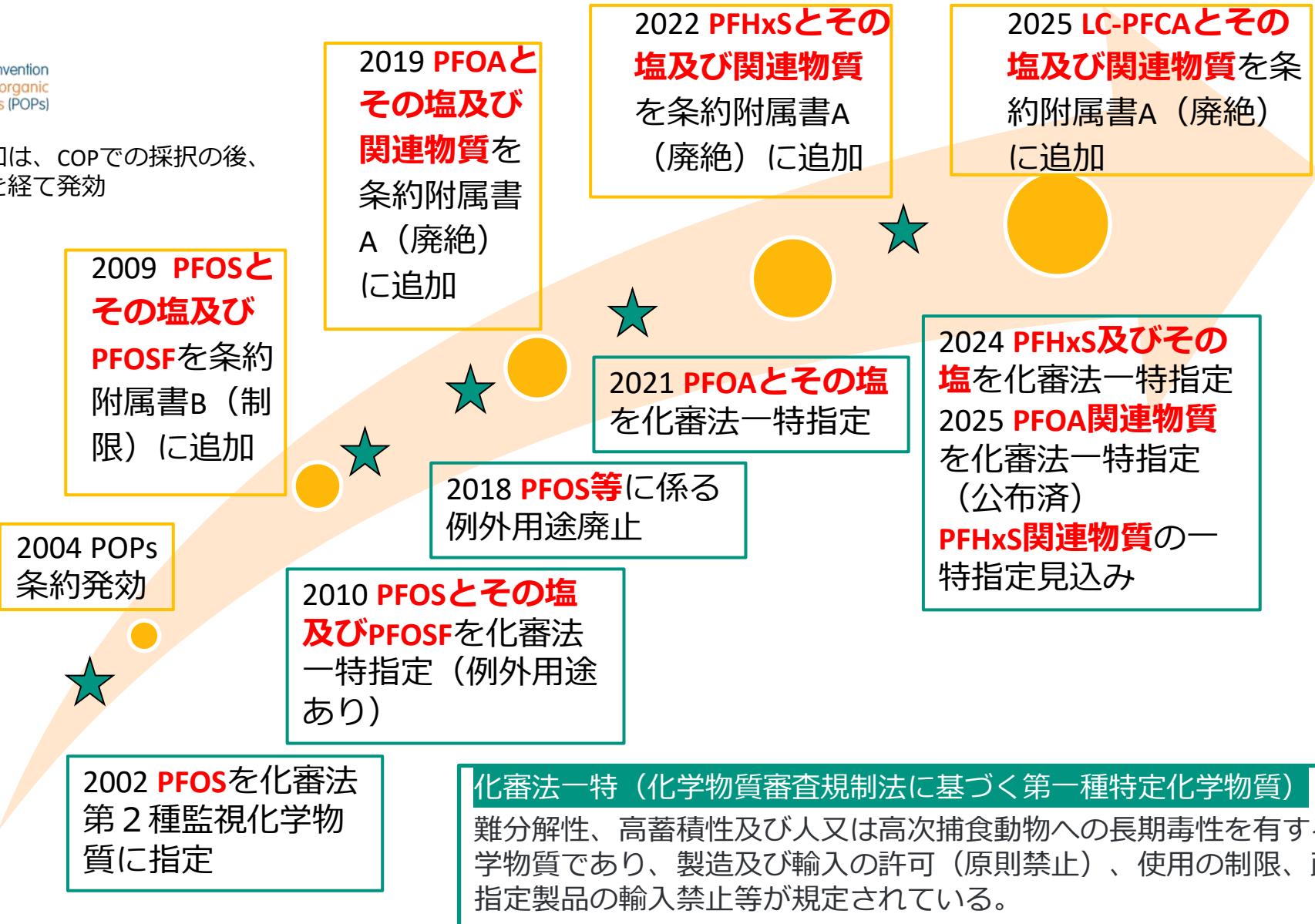
- POPs条約においては、PFOA※、PFHxS※が廃絶等の対象。
- 第12回締約国会議において、LC-PFCA(炭素数9-21)※が廃絶の対象に追加されることが決定された。
(※PFOA、PFHxS、LC-PFCAについては、分枝異性体とその関連物質も含む。)
- 他のPFASについては、これらと同様な有害性等があると確認されているわけではない。

6. その他

POP s条約と国内の製造・輸入規制の動向



※附属書への追加は、COPでの採択の後、所要の手続きを経て発効



6. その他

水環境及び水道分野におけるこれまでの主な取組

水道	水環境
	2002～ 2005 化学物質環境実態調査において PFOS,PFOAの初期/詳細環境調査を実施
	2008 PFOSに係る環境リスク初期評価公表
要検討項目にPFOS,PFOAを追加	2009 化学物質環境実態調査において PFOS,PFOAのモニタリング調査を開始
	2011 PFOAに係る環境リスク初期評価公表
	2013 要調査項目にPFOS,PFOAを追加
水質管理目標設定項目にPFOS,PFOAを追加 (暫定目標値：PFOS,PFOAの合算値として50ng/L)	2018 化学物質環境実態調査において PFHxSのモニタリング調査を開始
要検討項目にPFHxS追加	2020 要監視項目にPFOS,PFOAを追加 (指針値(暫定)：PFOS,PFOAの合算値として50ng/L)
	2021 要調査項目にPFHxSを追加
水道水質基準項目にPFOS,PFOAを追加 (基準値：PFOS,PFOAの合算値として50ng/L) ※2026年4月1日施行	2023 改正水濁令施行 PFOS及びその塩、PFOA及びその塩を 指定物質に追加
要検討項目にPFBS,PFBA,PFPeA,PFHxA, PFHpA,PFNA,HFPO-DAを追加	2025 要監視項目のPFOS,PFOA 指針値としてPFOS,PFOAの合算値で50ng/Lと設定 要調査項目にPFBS,PFBA,PFPeA,PFHxA, PFHpA,PFNA,HFPO-DAを追加

6. その他

PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（令和2年6月作成、令和6年11月改定）

公共用水域や地下水のPFOS及びPFOAが目標値等を超えて検出が確認された場合等に、各都道府県又は関係市などにおいて、ばく露防止の取組や追加調査等を実施する際の参考となる情報を環境省及び厚生労働省において整理したもの。本手引きに記載の内容については、地域の実情等に合わせて活用されることが適当である。
令和2年6月に作成し、都道府県等に向けて通知。令和6年11月に改定。

1. 超過地点周辺における対応

(1) 飲用によるばく露の防止の徹底

⇒ 地域の水道事業者等に対して、速やかに情報を提供を行う。また、井戸等の設置者等に対して水道水の利用を促すなど、飲用によるばく露の防止を徹底することが重要である。

(2) 繼続的な監視調査の実施

⇒ 周辺での水道水源等の存在状況を踏まえ、その後の対応検討のため、継続的な監視調査の実施が望ましい。

(3) 追加調査の実施

⇒ ばく露防止を確実に実施するために、特に飲用に供する水源がある地域において、必要に応じて調査範囲を拡大し、追加的な調査の実施を検討することが考えられる。

⇒ 必要に応じて、排出源の特定のための調査を実施し、濃度低減のために必要な措置を検討することが考えられる。

2. 健康影響等に関する情報発信

(1) リスクコミュニケーションの実施

⇒ 「PFOS、PFOAに関するQ&A集」を活用する等、住民の不安に寄り添い透明性を確保しながら適切な情報発信を行っていくことが重要である。

(2) 地域住民の健康状態の把握

⇒ 地域保健を担当する各地方公共団体が、地域保健活動の一環として、健康指標に関する既存統計等を用いるなどして、当該地域の健康状態を把握し、地域住民に向けた情報発信を行うことが望ましい。

6. その他

PFAS対策の基本的方向性

- PFAS対策については、国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的な収集を図りつつ、科学的根拠に基づく対応と国民へのわかりやすい情報発信を図る
- 具体的には、関係省庁とも密に連携しつつ、「環境中への新たな排出抑制」「更なる汚染拡大の防止」「健康影響の未然防止」「リスクコミュニケーション」の4つの柱で取組を推進

①環境中への新たな排出抑制 「作らない・出さない」

- POPs条約において、予防的な取組方法に基づき廃絶対象となつものについて、化審法において、製造・輸入を原則禁止済み
(PFOS(H22), PFOA(R3), PFHxS(R6))
- 今後も、廃絶対象となつた物質について、迅速に対応
- PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量調査、適正管理・代替製品への切り替えの促進

②更なる汚染拡大の防止 「広めない」

- 公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAに関する指針値（暫定なし）を設定済み（R7.6）
- 環境モニタリングを強化し、暫定目標値を超過した場合に、対応の手引き（R6.11第2版）に基づき、飲用摂取防止や追加調査等を実施
- 環境中濃度の低減のための知見集積に向け対策技術の実証事業開始（R7.4～）

③健康影響の未然防止 「摂取しない」*

- 人への曝露は、主に経口摂取であることが指摘されており、飲料水・食品への対応が重要
- 水道水中のPFOS及びPFOAについて、水質検査・遵守の義務がある水道水質基準へ引き上げ（R7.6、施行はR8.4.1）
- PFAS血中濃度と健康影響等との関連について、環境研究総合推進費等を活用した研究（R6～R8）を推進

*耐容一日摂取量や目標値等を超過する量のPFOS等

④リスクコミュニケーションの推進 「正しく知る」

- 河川や地下水などの水環境において、高濃度のPFASが検出されている事例が確認されていることから、住民の不安に寄り添い、透明性を確保しながら適切な情報発信が必要
- 国民向けのQ&A集を作成、周知（R5.7～）
- PFASハンドブックを作成、地方公共団体・水道事業者等へ周知（R7.3～）

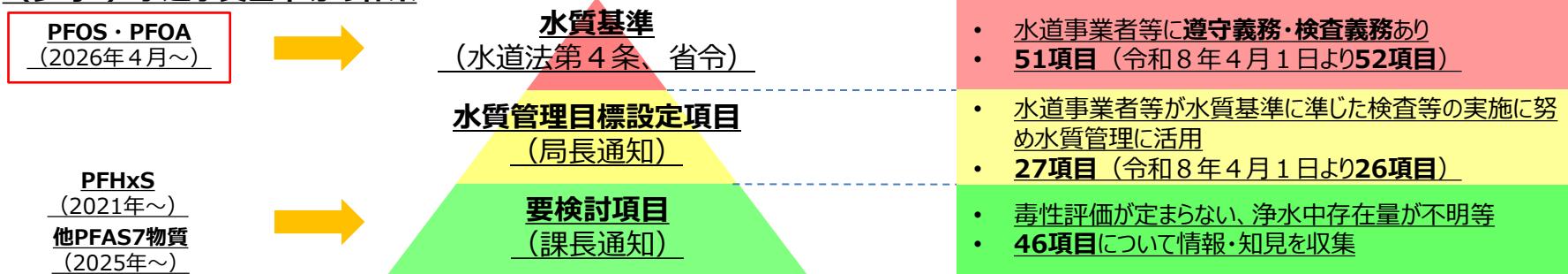
6. その他

水道水におけるPFOS及びPFOAの水質基準化について

- 内閣府食品安全委員会の評価結果(令和6年6月)等を踏まえ、令和6年7月に、水道水におけるPFOS及びPFOAの目標値等の見直しについて、専門家による議論を開始した。
- 令和7年6月30日にPFOS及びPFOAを水質基準(参考1)へ引き上げ、基準値をPFOS及びPFOAの合算値で50ng/L(参考2)とする改正省令を公布した。
(施行は令和8年4月1日)
- 今後、国際的動向及び一斉分析による検出結果を踏まえ、**その他のPFAS8物質※を要検討項目に設定し、科学的知見の収集を行う。**

※PFBS、PFHxS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、HFPO-DA

(参考1) 水道水質基準等の体系



(参考2) 水質基準値

$$\text{TDI}^{\ast 1} \underset{[ng/kg/day]}{20} \times \frac{\text{体重} \underset{50 [kg]}{}}{\text{1日当たりの摂取量} \underset{2 [L/day]}{}} \times \text{水の飲用に係る割当率}^{\ast 2} \underset{10 [%]}{=} \text{基準値}^{\ast 3} \text{ (R8年4月から適用)} \underset{50 [ng/L]}{}$$

※1 耐容一日摂取量：人が、水の飲用以外の経路からの摂取を含め、一生涯に渡って摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される、体重1kg当たり、1日当たりの物質の摂取量。食品安全委員会が、諸外国・機関の評価で使用された根拠資料を含めて評価 (PFOS・PFOAそれぞれで20ng/kg/day)

※2 水の飲用以外の経路からPFOS等が摂取されることも見越して、その分、水の飲用からの摂取量をどの程度まで抑制しておく必要があるかを設定した数値。

※3 PFOS、PFOAそれぞれ50 ng/Lだが、水質基準値はより安全側にPFOSとPFOAの合算で50ng/Lとした。

6. その他

公共用水域・地下水中のPFOS・PFOAの指針値の取扱い

令和2年、**公共用水域・地下水**中のPFOS・PFOAの指針値（暫定）を設定（合算値で50ng/L）

- ・監視強化の観点から目安となる値を示す意義あり
- ・一方、毒性学的に明確な基準値・指針値の設定は困難



令和6年6月、食品安全委員会が耐容一日摂取量（TDI）を設定

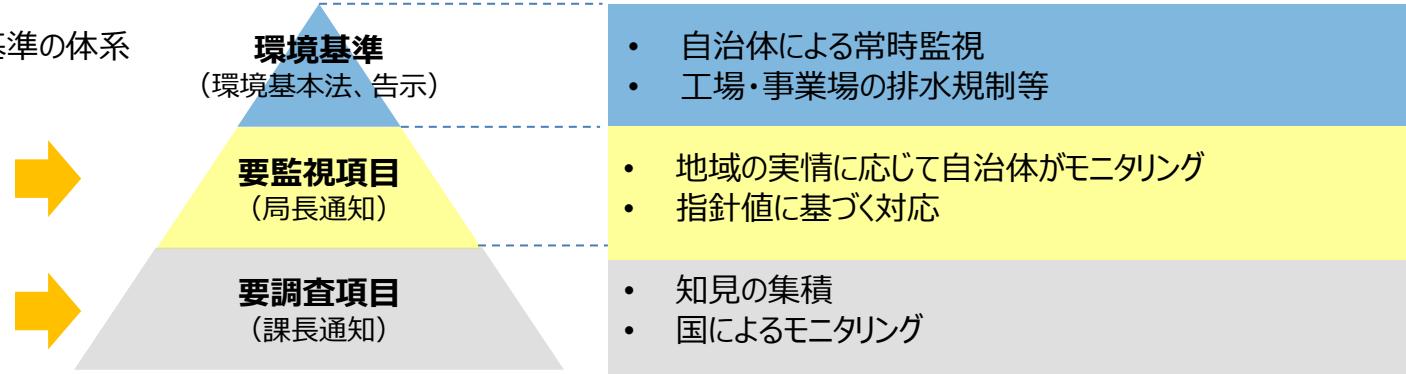
当面の対応

- 公共用水域・地下水中のPFOS・PFOAの「指針値（暫定）」を「指針値」とする（合算で50ng/L）（令和7年6月、局長通知）
- 国民の健康リスク低減の観点から、**水道水源から蛇口までの一体的なリスク管理**を図る（水道水源等での重点的なモニタリング、指針値等を超過した場合の飲用摂取防止 等）
- 引き続き、以下の**知見の集積**を図りつつ、位置づけを検討
 - ・環境中での検出状況
 - ・環境中への流出や拡散
 - ・効果的・効率的な対策技術
 - ・汚染の態様に応じた対策の効果や実行可能性、健康リスクの低減に効果的な対策のあり方
 - ・水質汚染による食品への影響（水・土壤から農水産物への移行特性、食品中のPFOS等の含有実態等）

(参考) 公共用水域等の基準の体系

PFOS・PFOA
(2020年～)

PFHxS
(2021年～)
PFBA, PFPeA, PFHxA,
PFHpA, PFNA, PFBS,
HFPO-DA
(2025年～)



6. その他

PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量と代替促進の取組

関係省庁・関係団体と協力しつつ、PFOS等含有泡消火薬剤の代替に向けた取組を進めている。

泡消火薬剤の使用者	泡消火薬剤（薬液）の在庫量(万L)		代替促進の取組
	R2年度※1	R6年度※1	
消防機関	119.2	11.8	消防庁は、各消防本部に対し、PFOS含有泡消火薬剤の交換・処分を働きかけており、9割以上(2019年末比)を交換・処分済み。2026年度末に交換完了計画である。引き続きPFOS等含有泡消火薬剤の代替を進める。
空港 (会社、国、特定地方、地方)	14.2	9.8	国土交通省は、国が管理・運営する空港においては、2024年度中にPFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を完了する予定であり、地方管理空港管理者等に対しても、交換・処分を働きかけている。また、会社管理の成田空港、中部国際空港、関西国際空港については、現在は規制対象の泡消火薬剤は所有していないことを把握している。
自衛隊関連施設	38.0	4.0	防衛省は、PFOS含有泡消火薬剤について、2024年9月末までに交換・処分完了。今後、PFOA等含有泡消火薬剤の代替について検討を進める。
石油コンビナート等	87.1	83.1	経済産業省は、石油コンビナート等事業者に対し、パンフレットの配布等により、PFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を働きかけている。
その他※2 (駐車場)	80.5	100.2	環境省・消防庁は、パンフレットの配布等により、民間事業者に対し、点検等の機会を捉えて、PFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を行うよう働きかけている。 また、さらなる実態把握の強化や、代替促進のため、調査事業を行う予定。

※ 1 : R2年度はPFOS含有泡消火薬剤の在庫量、R6年度はPFOS含有泡消火薬剤とPFOA含有泡消火薬剤の在庫量の合計を示している。

※ 2 : 一部施設においてR2年度調査より在庫量が増加しているが、現時点でPFOS含有泡消火薬剤が新たに設置されることはないと想定され、調査の精度が向上したためと考えられる。

6. その他

事故時に伴うPFOS等の排出時の対応

PFOS・PFOAは、事故等によって環境中に多量に排出された場合に、人の健康への悪影響が懸念される物質として、水質汚濁防止法で定める指定物質に指定されている（2023年2月1日施行）。

指定物質とは

- ・公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（水質汚濁防止法第2条第4項）。

指定物質に係る義務

・事故（災害を含む）により、指定物質を貯蔵等している施設（指定施設）から指定物質を含む水が公共用水域等（河川、湖沼、湾港、沿岸海域等）に流出

→ 指定施設の設置者は、汚染が広がらないよう、応急の措置を講じ、講じた内容等を都道府県知事に届出

消火活動によるPFOS等含有泡消火薬剤の流出時の情報提供

- ・事故の概念になじまない、消火活動によるPFOS等含有泡消火薬剤の使用に伴ってPFOS等が公共用水域等に流出した場合についても、その流出状況等について関係地方公共団体に情報提供するよう、協力を依頼している。

6. その他

リスクコミュニケーションツール（一般向けリーフレット及びポータルサイト）の作成

一般向けリーフレット

環境省

2024年8月

環境省

ピーフォス・ピーフォア

2024年8月

PFOS・PFOA

暮らしの中の Q&A

「フッ素コーティング製品」に
使われている?

使われていません

PFOS・PFOA以外の
フッ素化合物が
使われています

図は、フライパン等の樹脂水・油煎加工に用いられるフッ素化合物の製造の際にPFOAが使われていましたが、今は使われていません（合成だけでなく、水素の自動化技術により、PFOAは使われません）

水道の水は大丈夫?

水道事業者(自治体の水道局)等が
水道水中の目標値※を超えないよう
取り組みを進めています

※ 1リットルあたり 50ナガラ弘
毎日2リットルを一生飲み続けると
健康への悪影響が生じないと
考えられるレベル

体に入ったらどうなる?

体外へ排泄されて徐々に減ります

体に入った量が半分になると時間がPFOSでは平均6.7年、PFOAでは平均3.2年と報告されています

まな工業で利用されました

も使われていました

健康影響の懸念から、

本を含む多くの国で

は原則ありませんが、
も環境中に残っています

✓ 環境省や自治体が、
河川等のPFOS・
PFOA濃度を測定※
公表しています

※ 2019年より毎年実施

✓ 測定結果によると、
環境中のPFOS・PFOAは、
少しずつ減っています

境中の水の目標値を定め、
りています

が健康影響について
表しました

全・安心のための

)で検索し、環境省HPをご覧ください

環境担当、地元の水道局等にお問い合わせください

水だけじゃなくて、食べ物は? 普通に生活していて大丈夫?

食品の安全性を科学的に評価する国の機関である食品安全委員会は、

「通常の一般的な食生活では、著しい健康影響が生じる状況はない」と評価しています

「現時点の情報は不足しているものの、通常の一般的な国民の食生活(飲水を含む)から食品を通して摂取される程度のPFOS及びPFOAによっては、著しい健康影響が生じる状況はないものと考える」(2024年6月)

詳しい情報・最新の情報は、(環境省 PFAS)で検索し、環境省HPをご覧ください

お住まいの地域の状況は、お住まいの都道府県等の水環境担当、地元の水道局等にお問い合わせください

ポータルサイト

環境省
Ministry of the Environment

本文へ >

English

キーワード検索

Q. 検索 ヘルプ

ホーム

環境者について

政策

法令

報道・広報

白書・統計

申請・手続

有機フッ素化合物（PFAS）について

ホーム > 政策 > 政策分野一覧 > 水・土壤・堆積・海洋環境の全般 > 水環境問題 > 有機フッ素化合物（PFAS）について

よくある質問

関連資料

お知らせ

- 令和7年4月21日 [「PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業」の公募について](#)
- 令和7年4月7日 [PFASレンドブックを実施しました](#)
- 令和7年3月26日 [PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について](#)
- 令和6年12月24日 [水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果について（最終版りまとめ）](#)
- 令和6年12月24日 [PFOS・PFOAによる水質の目標値等の専門家会議（第5回）](#)
- 令和6年11月29日 [水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果について（水道事業及び水道用水供給事業分）](#)
- 令和6年8月1日 [PFASに対する総合取組説明会専門家会議（第5回）](#)

有機フッ素化合物（PFAS）とは。

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。

PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきました。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進められています。

よくある質問

Q1 [PFASとは何か](#)

Q2 [PFOS、PFOAとは何か](#)

<コンテンツの例>

- よくある質問
- Q&A集
- 環境省の2つの専門家会議
- 地方自治体への通知等
- 環境モニタリング等の結果
- PFASに関する研究

＜コンテンツの例＞

- ・よくある質問
 - ・Q&A集
 - ・環境省の2つの専門家会議
 - ・地方自治体への通知等
 - ・環境モニタリング等の結果
 - ・PFASに関する研究

6. その他

リスクコミュニケーションツール（PFASハンドブック）の作成



4.1 PFAS 対策の基本的方向性

PFASへの対応

PFAS対策の基本的方向性

健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的基づく対応と国民へのわかりやすい情報発信を図る。
しつゝ、環境中の新たな排出抑制」「更なる汚染拡大リスクコミュニケーション」の4つの柱で取組を推進

②更なる汚染拡大の防止
「広めない」
・環境二分リダクション比、暫定目標値を超過した場合に、対応の手引きに基づき、飲食摂取抑制や過剰摂取抑制等の対応を実施する。
・環境中濃度の推移のための対策技術等に関する調査を推進
・食品や農作物の含有有機化合物、濃度測定の実施状況等を踏まえ、本調査結果を用いた対策の取り組み等について検討

③健康影響の未然防止
「採取しない」
・人の尿量は、主に飲む水であることが指摘されており、飲料水、食品への対応が重要
・水道水の目標値について、令和2年水道水日報における方針の取りまとめ
・PFAS自体濃度と健康影響等との関連性の調査等を実施した研究を参考

※前回一日飲水量や摂取量等を踏まえた量のPFOS等

コミュニケーションの推進「正しく知る」
PFASが検出されている事が確認されていることから、住民の不安に寄り添い

活用できるよう、ハンドブックを作成。

PFASに関する今後の対応の方向性」(→4.2 参照)
①く対応と国民へのわかりやすい情報発信を図る

新たな排出抑制(作らない・出さない)、②更なる
③健康影響の未然防止(目標値等を超える量のP
クコミュニケーション(正しく知る)の4つの柱で

PFASへの対応を記載しております。

料 3-(4)
[content/i_02/000289229.pdf](#)

34

<構成>

- 第1章 PFAS (PFOS・PFOA等) の基礎知識
- 第2章 環境及び身の回りの PFOS・PFOA等
- 第3章 人の健康への影響 (リスク評価)
- 第4章 PFASへの対応

4

69

質疑應答